

第112期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2018年6月15日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

静岡市清水区草薙北2番1号
静岡銀行研修センター 2階大会議室

目 次

■ 第112期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	6
添付書類	
■ 第112期事業報告	13
■ 計算書類	39
■ 連結計算書類	41
■ 監査報告書	43



静岡銀行

証券コード：8355

2018年5月28日

株 主 各 位

静岡市葵区呉服町1丁目10番地

株式会社 静岡銀行

取締役頭取 柴 田 久

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4ページ）に沿って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2018年6月15日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	静岡市清水区草薙北2番1号 静岡銀行研修センター 2階大会議室
3	目的事項	報告事項 (1) 第112期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 (2) 第112期（2017年4月1日から2018年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当行ウェブサイト

<http://www.shizuokabank.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面をご提出いただく必要がありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

▶ 議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2018年6月15日（金）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使書
用紙

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいた
うえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。

行使期限

2018年6月14日（木）到着

※書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があつたものとして取扱わせていただきます。

議決権行使書用紙の記入方法



●こちらに、各議案の賛否を表示ください。

第1号議案

賛成の場合：「賛」に○印

反対の場合：「否」に○印

第2号議案

全員賛成の場合：「賛」に○印

全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。



インターネット

当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>)
にアクセスし、画面の案内にしたがって議決権をご行使ください。

行使期限

2018年6月14日（木）午後5時

※当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたもの
として扱いますので、予めご注意ください。

詳細は次ページをご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

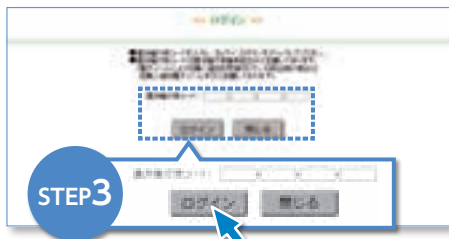


STEP 1

議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.e-sokai.jp>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

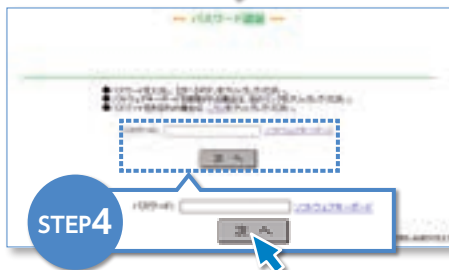


STEP 2

インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



STEP 4

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

STEP 5

以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。

〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

機関投資家向け

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます)につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743

受付時間 午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も受付）

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、経営体質強化のため内部留保に意を用いるとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

1 事業年度末の剰余金の配当に関する事項

当事業年度末の剰余金の配当につきましては、業績など諸環境を考慮のうえ、以下のとおりとしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式1株につき 金11円 総 額 6,532,072,448円 なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき21円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2018年6月18日

2 その他の剰余金の処分にに関する事項

1	増加する剰余金の項目 およびその額	特別積立金 5,000,000,000円
2	減少する剰余金の項目 およびその額	繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名					現在の当行における地位
1	再任	なか 中	にし 西	かつ 勝	のり 則	取締役会長
2	再任	しば 柴	た 田		ひさし 久	取締役頭取
3	再任	すぎ 杉	もと 本	ひろ 浩	とし 利	取締役専務執行役員
4	再任	や 八	ぎ 木		みのる 稔	取締役専務執行役員
5	再任	なが 長	さわ 沢	よし 芳	ひろ 裕	取締役常務執行役員
6	再任	いい 飯	お 尾	ひで 秀	ひと 人	取締役常務執行役員
7	再任	こ 小	ばやし 林		みつる 充	取締役常務執行役員
8	新任	やま 山	もと 本	とし 俊	ひこ 彦	
9	再任	ふじ 藤	さわ 沢	く 久	み 美	社外取締役候補者 社外取締役
10	新任	い 伊	とう 藤	もと 元	しげ 重	社外取締役候補者



■ 生年月日
1953年6月15日

■ 所有する当行の株式の数
59,300株

1 中 西 勝 則 再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	当行入行	2005年4月	取締役常務執行役員 企画・管理担当経営統括副本部長
1998年12月	人事部副部長兼人事課長	2005年6月	取締役頭取
1999年4月	理事人事部長	2017年3月	静岡ガス株式会社取締役（現任）
1999年6月	理事経営管理部長	2017年6月	取締役会長（現任）
2001年6月	取締役執行役員経営企画部長		静岡鉄道株式会社取締役（現任）
2003年6月	取締役常務執行役員		

取締役候補者
とした理由

中西勝則氏は、経営管理部長、経営企画部長等を歴任し、銀行経営に必要な経験と幅広い知見を有しております。また、2005年6月から頭取、2017年6月から会長を務め、長く当行経営を担っており、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



■ 生年月日
1963年11月18日

■ 所有する当行の株式の数
13,000株

2 柴 田 久 再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2013年4月	常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長
2003年1月	本店営業部課長	2013年10月	常務執行役員 首都圏営業本部担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長
2004年6月	社団法人全国地方銀行協会出向ビジネスプロフェッショナル兼経営企画部東京事務所ビジネスプロフェッショナル	2014年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長
2005年6月	経営企画部企画グループ長	2016年6月	取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長
2009年6月	理事経営企画部長	2017年6月	取締役頭取（現任）
2011年4月	理事呉服町支店長		
2011年6月	執行役員呉服町支店長		
2012年6月	常務執行役員 証券国際担当営業副本部長、首都圏カンパニー長兼東京支店長		

取締役候補者
とした理由

柴田久氏は、呉服町支店長、首都圏カンパニー長兼東京営業部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2017年6月から頭取を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1957年6月27日
- 所有する当行の株式の数
8,000株

3

すぎ もと ひろ とし
杉 本 浩 利

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当行入行	2010年4月	執行役員浜松営業部長
1997年4月	営業推進部支店担当推進役	2013年6月	常務執行役員西部カンパニー一長
1998年12月	名古屋鳴子支店長	2015年6月	取締役常務執行役員 営業・業務担当営業副本部長
1999年10月	西部カンパニー推進役	2016年6月	取締役常務執行役員 営業担当営業副本部長
1999年11月	伝馬町支店長	2017年6月	取締役専務執行役員 営業本部長兼支店サポート部長 ソリューション営業部、国際営業部、ダイレクトチャネル営業部、地区カンパニー 担当（現任）
2002年4月	富士中央支店副支店長		
2003年6月	藤沢支店長		
2005年4月	西部カンパニー営業推進担当部長		
2006年6月	山下支店長		
2008年6月	浜松中央支店長		
2009年6月	支店サポート部長		
2010年1月	理事支店サポート部長		

取締役候補者
とした理由

杉本浩利氏は、浜松営業部長、西部カンパニー一長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2015年6月から取締役に務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1963年5月7日
- 所有する当行の株式の数
15,000株

4

や ぎ み の る
八 木 稔

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2012年6月	執行役員経営企画部長
2003年6月	静銀経営コンサルティング株式会社 出向ビジネスプロフェッショナル	2014年6月	取締役常務執行役員 経営企画・経営管理担当経営統括副本部長
2004年6月	経営管理部人事開発グループ長	2016年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長
2008年6月	新通支店長	2017年6月	取締役専務執行役員 経営統括本部長 経営企画部、人材開発部、総務部、秘書室 担当（現任）
2010年1月	焼津支店長		
2011年4月	理事経営企画部長		

取締役候補者
とした理由

八木稔氏は、焼津支店長、経営企画部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2014年6月から取締役に務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1956年11月30日
- 所有する当行の株式の数
14,000株

5

なが さわ よし ひろ
長 沢 芳 裕

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当行入行	2013年6月	取締役常務執行役員 審査担当営業副本部長
1996年12月	富士中央支店推進役	2014年6月	取締役常務執行役員 リスク管理・コンプライアンス担当経営統括副本部長
1997年12月	しずはた支店長	2015年6月	取締役常務執行役員 経営統括副本部長
1999年6月	審査部調査グループ長	2017年6月	取締役常務執行役員 リスク統括・コンプライアンス担当経営統括副本部長 リスク統括部、コンプライアンス部 担当（現任）
2002年6月	本店営業部副部長		
2004年6月	三島支店長		
2005年6月	理事三島支店長		
2007年1月	理事審査部長		
2010年4月	執行役員審査部長		
2011年6月	執行役員本店営業部長		

取締役候補者
とした理由

長沢芳裕氏は、審査部長、本店営業部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2013年6月から取締役に務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



- 生年月日
1957年11月10日
- 所有する当行の株式の数
21,000株

6

いい お ひで ひと
飯 尾 秀 人

再任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当行入行	2009年10月	理事経営企画部担当部長 静岡コンピューターサービス株式会社（現 静銀コンピューターサービス株式会社）代表取締役専務執行役員
1997年4月	浜松支店課長	2010年6月	取締役執行役員 IT業務担当
1998年4月	浜松西支店長	2012年6月	静岡コンピューターサービス株式会社（現 静銀コンピューターサービス株式会社）代表取締役社長
2000年6月	静銀総合サービス株式会社出向 主任調査役	2015年4月	常務執行役員 次世代システム担当
2002年6月	名古屋支店副支店長	2015年10月	常務執行役員 システム担当経営統括副本部長
2003年5月	監査部検査グループ長	2017年6月	取締役常務執行役員 業務担当営業副本部長・システム担当経営統括副本部長 事務サポート部、業務部、次世代システム部 担当（現任）
2004年6月	オペレーション企画部システム企画 グループ長		
2004年10月	オペレーション企画部システムリス クグループ長		
2005年4月	リスク統括部オペレーショナルリス クグループ長		
2005年6月	事務サポート部長		
2008年6月	理事事務サポート部長		

取締役候補者
とした理由

飯尾秀人氏は、事務サポート部長、静岡コンピューターサービス株式会社（現 静銀コンピューターサービス株式会社）の代表取締役等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2010年6月から2年間、さらに、2017年6月から再び取締役に務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



7

こ ばやし
小 林みつる
充

再 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当行入行	2005年6月 藤枝駅支店長
1998年6月 人事部調査役	2007年4月 コンプライアンス部長
1999年6月 経営管理部人事開発グループ調査役	2012年6月 理事監査部長
2001年12月 経営管理部人事開発グループ長	2016年6月 執行役員監査部長
2002年10月 大井町支店長	2017年6月 取締役常務執行役員 業務監督委員 会委員長 監査部 担当（現任）

■ 生年月日

1958年10月5日

■ 所有する当行の株式の数

14,000株

取締役候補者
とした理由

小林充氏は、コンプライアンス部長、監査部長等を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2017年6月から取締役を務め、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



8

やま もと とし ひこ
山 本 俊 彦

新 任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 当行入行	2012年6月 取締役専務執行役員 審査担当営業 副本部長
1997年4月 浜松高丘支店長	2013年6月 取締役専務執行役員 業務監督委員 会委員
1998年6月 ニューヨーク支店長	2014年6月 静銀経営コンサルティング株式会社 代表取締役社長（現任）
2000年6月 本店営業部副部長	静岡キャピタル株式会社取締役会長 （現任）
2002年6月 沼津駅北支店長	〔重要な兼職の状況〕
2003年6月 審査部長	静銀経営コンサルティング株式会社代表取締役社 長
2004年6月 理事審査部長	
2005年6月 執行役員審査部長	
2007年1月 執行役員本店営業部長	
2009年6月 取締役常務執行役員 審査担当営業 副本部長	

■ 生年月日

1955年6月6日

■ 所有する当行の株式の数

67,270株

取締役候補者
とした理由

山本俊彦氏は、当行の取締役、グループ会社の代表取締役社長等を歴任するなど、銀行経営に必要な経験と幅広い知見を有しております。当行の取締役在任時には経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後はグループ会社の代表として幅広い見地からの発言が期待できることから、新任の取締役候補者としたものであります。



■ 生年月日
1967年3月15日

■ 所有する当行の株式の数
0株

9

ふじ
藤

さわ
沢

く
久

み
美

再任

社外取締役候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況			
1995年4月	株式会社アイフィス設立 同社代表取締役 (1999年7月退任)	2013年8月	株式会社ソフィアバンク代表取締役 (現任)
2004年6月	一般社団法人投資信託協会理事 (現任)	2014年6月	豊田通商株式会社取締役 (現任)
2004年11月	株式会社ソフィアバンク取締役		株式会社サイネックス取締役 (2016年6月退任)
2005年4月	法政大学大学院客員教授 (2015年3月退任)	2014年7月	株式会社お金のデザイン取締役 (2017年6月退任)
2006年6月	トレンドーズ株式会社監査役 (2010年6月退任)	2016年5月	株式会社クリーク・アンド・リバー社取締役 (現任)
2006年7月	シンメトリー・ジャパン株式会社取締役 (2015年3月退任)	2018年2月	株式会社CAMPFIRE取締役 (現任)
2011年6月	日本証券業協会公益理事 (現任)	2018年3月	公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事 (現任)
2012年2月	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役 (2016年6月退任)	〔重要な兼職の状況〕	
2013年6月	当行取締役 業務監督委員会委員 (現任)	株式会社ソフィアバンク代表取締役	
	ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役 (2015年6月退任)		

社外取締役候補者
とした理由

藤沢久美氏は、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画して現在その代表取締役を務め、また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。

独立性に
関する事項

株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



10

い とう もと しげ
伊 藤 元 重

新任

社外取締役
候補者

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 9 月	ヒューストン大学経済学部助教授	2016年 4 月	学習院大学国際社会科学部教授（現任）
1982年 4 月	東京大学経済学部助教授		
1993年12月	東京大学経済学部教授	2016年 6 月	東京大学名誉教授（現任）
1996年 4 月	東京大学大学院経済学研究科教授 （2016年 3 月退任）		はごろもフーズ株式会社監査役（現任）
2006年 2 月	公益財団法人総合研究開発機構理事 長（2014年 3 月退任）		一般社団法人日本経済調査協議会理事・調査委員長（現任）
2015年 6 月	東日本旅客鉄道株式会社取締役（現任）	2018年 3 月	公益財団法人国連大学協力会理事（現任）
	公益財団法人笹川平和財団理事（現任）		〔重要な兼職の状況〕 学習院大学国際社会科学部教授

■ 生年月日

1951年12月19日

■ 所有する当行の株式の数

0 株

社外取締役候補者
とした理由

伊藤元重氏は、大学教授として経済学を究め、評論活動や他の上場会社の社外取締役・社外監査役を務めており、グローバル経済下での企業経営に精通しているほか、政府の経済財政諮問会議や税制調査会の委員等をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識を当行の経営と監督に活かすことができると判断し、新任の社外取締役候補者としたものであります。

独立性に
関する事項

取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員とする届出書を取引所に提出しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤沢久美氏および伊藤元重氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤沢久美氏が社外取締役を務める株式会社CAMPFIREと当行との間には、当行の取締役会の承認を要する競業取引および利益相反取引(会社法第356条第1項第1号乃至第3号、同第365条)が生じる可能性はありません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。当行は藤沢久美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下「責任限定契約」といいます。）を締結しており、再任された後は、当該契約を継続する予定であります。また、伊藤元重氏が選任された後は、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
6. 社外取締役候補者の藤沢久美氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は角田久美氏であります。

<ご参考>

当行が定める独立役員の指定基準につきましては、事業報告中の3. (2)「社外役員の主な活動状況」の欄外に記載しております。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ 銀行の主要な事業内容

当行は、連結子会社12社を擁する地域総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務に加え、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などを通じて、幅広い金融商品と利便性の高いサービスの提供に努めております。

ロ 金融経済環境

2017年度の国内経済は、企業の生産活動や輸出が堅調に推移したほか、有効求人倍率が1974年以来の高水準となるなど雇用・所得環境の改善を背景として個人消費に持ち直しの動きが徐々に広がったことから、年度を通じて緩やかな回復基調をたどりしました。

日経平均株価につきましては、年度初めの18,000円台から上昇基調を保ち、2018年1月には26年ぶりの高値となる24,000円台に達しましたが、年度末にかけてはやや軟調な動きとなり21,000円台半ばで取引を終えています。

金融面では、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和のもと、市場金利は極めて低い水準で推移しました。

こうしたなか、静岡県経済につきましては、住宅投資に弱さがみられたものの、個人消費が持ち直しの動きを維持したほか、輸出や設備投資が増加したことから、全体として緩やかな回復が続きました。

ハ 事業の経過および成果

■ 経営戦略

当行は、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、銀行に求められる社会的責任と公共的使命を着実に果たすため、地域の経済・産業はもちろん、社会・文化の発展に寄与する総合金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

当年度は、2017年度から2019年度までの3年間を計画期間とする第13次中期経営計画「TSUNAGU ～つなぐ」の初年度として、「Innovative Bank ～地域とともに新たな価値を創造し続ける『しずぎん』」の実現に向け、次の4つの基本戦略をグループが一丸となって推進してまいりました。

第13次中期経営計画



第13次中期経営計画「TSUNAGU～つなぐ」の基本戦略

- ① 地域経済の成長にフォーカスしたコアビジネスの強化
- ② 事業領域の開拓・収益化による地方銀行の新たなビジネスモデルの構築
- ③ チャンネル・IT基盤を活用したセールス業務の変革
- ④ 地域、お客さま、従業員、株主の夢と豊かさの実現を応援する

この4つの基本戦略を、「コアビジネス（地域）」「首都圏」「ネーションワイド（地域を超えた取引）」の3つの事業領域で推進するとともに、「収益」「ヒト」「チャンネル」の3つの構造改革に取り組み、将来にわたり持続可能なビジネスモデルの構築を目指しております。

また、この基本戦略に合わせた組織体制とするべく、お客さまのニーズに基づく最適な商品やサービスを開発・提供する「マーケットインの発想」によるサービス提供体制を整備しました。具体的には、2017年6月に本部組織を従来のマーケット別組織（法人市場・個人市場）からチャンネル別組織（対面チャンネル・非対面チャンネル）へと大幅に改定し、営業戦略企画を組織横断的に連携する体制としました。

くわえて、構造改革の一環で、「生産性の向上」と「従業員の成長・従業員満足度の向上・魅力ある職場の実現」という好循環を生み出すため、2017年10月から働き方改革に取り組んでおります。

このほか、地域金融機関として、地域経済の活性化に貢献するべく、地方創生に資する取り組みを積極的に行い、「まち・ひと・しごと創生本部事務局（内閣官房）」から、2017年度地方創生の優良事例として2年連続で表彰を受けました。

■ 商品・サービス

当行では、地域経済の成長にフォーカスしたコアビジネス強化への取り組みとして、さまざまなライフステージにあるお客さまに対して、事業内容や成長の可能性などを適切に評価する事業性評価に基づく融資や、各種補助金の申請支援、ビジネスマッチングなど、当行グループが持つネットワークを最大限に活用して、お客さまのニーズに応じた事業支援を行っております。

事業の拡大、成長を望むお客さまや経営改善が必要なお客さまなどに対しては、銀行のサポート部門だけでなくグループ会社や必要に応じて外部機関とも連携し、コンサルティング機能を提供しています。

くわえて、高齢化や後継者不足などの社会問題に伴う事業承継や相続対策への関心の高まりに対応して、銀行内に相続・事業承継相談担当者を配置し、法人担当者と個人担当者が一体となってコンサルティング機能を提供できる体制を構築するとともに、遺言信託や遺産整理のニーズに対しては外部の提携先と連携し、最適なお提案をさせていただいております。



また、チャネル・IT基盤を活用したセールス業務の変革の一環で、「スマホを銀行窓口に！」をコンセプトに2015年よりサービスを開始したスマートフォン用アプリ「しずぎんSTATION」は、お客さまの声を反映した機能拡充、改良を重ね、2018年1月に画面・機能を大幅にリニューアルし、お客さまの利便性を向上させました。2018年3月現在、登録者数は19万件を超えています。

あわせて、インターネット支店で申し込みからご融資の実行まで非対面での手続きが可能な商品として、2017年6月に住宅ローン、同年12月に法人向け専用ローンの取り扱いを開始するなど、非対面チャネルでのサービス拡充に取り組んでおります。



このほか、2017年6月にお客さまの資産形成・運用関連業務を行うグループ会社（※）の共通方針として「お客さま本位の業務運営方針」を制定し、これに基づく「お客さま本位の行動計画」をグループ各社が策定しました。そして、お客さま一人ひとりのニーズに基づく最適な商品の提案をはじめ、ご契約いただいたお客さまへのアフターフォローの充実に努めております。

※ 本方針の対象となるグループ会社／静岡銀行、静銀ティーエム証券

■ 店舗網の多様化と効率化

当年度は、神奈川県川崎市川崎区に川崎支店、横浜市港北区に綱島支店を新設しました。この結果、当年度末の店舗数は、国内177本支店・25出張所、海外3支店・2駐在員事務所・1現地法人となりました。

当年度末のATMネットワークは、静岡銀行のATMおよび手数料無料化提携ATMの合計で、33,796台（うち静岡県内4,018台）となりました。なお、静岡銀行のATMはすべて受話器による音声ガイダンス機能を備え、目の不自由な方にもご利用いただける仕様としております。



■ 格付

当行は、健全な資産内容や高い自己資本比率などにより、国内外の3つの格付機関から、国内金融機関で最高水準の格付を取得しております。

長期格付

(2018年3月31日現在)

ムーディーズ	スタンダード&プアーズ	格付投資情報センター
A1	A+	AA

■ 地域貢献活動

当行は、地域経済の新たな時代を切り拓くフロンティアランナーとして革新的・創造的な事業に取り組む起業家の育成を目的に、「しずぎん起業家大賞」を毎年開催しております。当年度は第6回となる募集を行い、2018年4月に入賞者を表彰しました。当年度は176件、累計で892件のビジネスプランを受付しており、入賞者に限らず全応募者の事業の成長支援に継続的に取り組んでまいります。



また、静岡県とアジア各国との橋渡しを担う人材の育成を目的とし「アジア留学生奨学金制度」の第7期奨学生7名を選定しました。

さらに、「公益信託しずぎんふるさと環境保全基金」により、静岡県内の環境保全活動団体など27先に対して300万円の助成金を支給しました。

このほか、県内ボランティア団体や障がい者福祉施設への助成など8つの公益信託を受託し、地域貢献活動への取り組みを継続しております。

環境面に関しては、環境マネジメントシステム「ISO14001」の運用や、クールビズ・ウォームビズへの対応、本部・営業店におけるLED照明への切り替えなど節電への取り組みを通じて、引き続き環境負荷の低減に取り組んでまいります。

二 主要勘定の動き

■ 貸出金

地域とともに成長する総合金融グループとしての責任を果たすべく、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組んでまいりました。当年度末の貸出金残高は、中小企業向け貸出金の増加や住宅ローンを中心とする個人向けの貸出金の増加などにより、前年度末に比べ3,322億円増加し、8兆2,874億円となりました。

■ 預金等

当年度末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、個人向けの預金の増加を主因に、前年度末に比べ2,663億円増加し、9兆6,962億円となりました。

また、個人のお客さまの多様なニーズにおこたえするため、個人年金保険、投資信託などの商品を幅広く提供してまいりました。

この結果、預金等を含めた個人のお客さまからの預り資産残高は、前年度末に比べ1,991億円増加し、7兆3,996億円となりました。

■ 有価証券

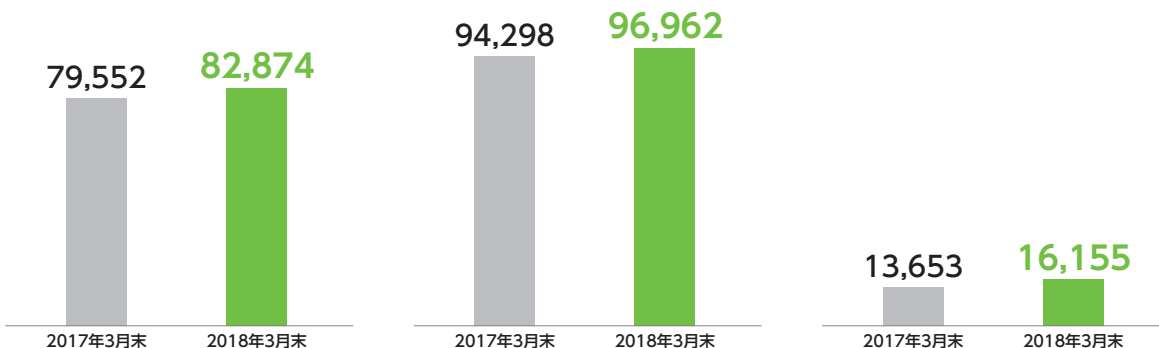
有価証券につきましては、健全かつ安定的なポートフォリオの構築を図りつつ、相場動向に応じた適切な運用に努めてまいりました。

当年度末の有価証券残高は、外国債券を中心に前年度末に比べ2,502億円増加し、1兆6,155億円となりました。

貸出金 (単位：億円)

預金等 (単位：億円)

有価証券 (単位：億円)



ホ 損益の状況

日本銀行のマイナス金利政策のもと、貸出金残高を積み上げたことで貸出金利息は増加しましたが、一方で株式の売却益が減少したことなどにより、経常収益は、前年度に比べ301億76百万円減少し、1,804億73百万円となりました。また、経常費用は、外国債券の売却損減少を主因に、前年度に比べ345億34百万円減少し、1,243億8百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度に比べ43億57百万円増加し561億64百万円、当期純利益は前年度に実施した関係会社株式の評価損の計上がなくなったことなどにより、前年度に比べ189億97百万円増加し、434億31百万円となりました。

当行グループの連結経常収益は、貸出金利息が増加しましたが、株式の売却益が減少したことなどにより、前年度に比べ257億12百万円減少し、2,240億91百万円となりました。また、連結経常費用は、外国債券の売却損減少や前年度に実施したのれんの一括費用処理がなくなったことなどにより、前年度に比べ444億96百万円減少し、1,582億52百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前年度に比べ187億84百万円増加し658億39百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ208億53百万円増加し501億30百万円となりました。

へ 対処すべき課題

2018年度のわが国経済を展望しますと、海外経済の回復が続くなかで、引き続き輸出の堅調な推移が見込まれるほか、個人消費や設備投資の下支えにより、緩やかな回復基調を維持することが期待されます。しかしながら、金融市場や政治・地政学リスクをめぐる先行きには不透明感が残っており、これらが国内景気の押し下げ要因となることが懸念されます。

さらに、金融緩和政策の影響から、市場金利は引き続き低水準で推移することが見込まれ、金融機関にとって資金運用面で厳しい環境が続くものと予想されます。

また、中長期的には人口構造の変化や地方創生の動き、働き方改革やテクノロジーの進化など金融機関を取り巻く環境が急激に変化するなか、量的拡大に依存した従来の地方銀行のビジネスモデルから脱却し、当行グループが持続的に成長していくための新たなビジネスモデルを構築することが急務となっています。

こうした環境の変化を背景として、2017年度にスタートした第13次中期経営計画では、地域経済の成長や新たな事業領域の開拓にフォーカスした4つの基本戦略を掲げ、それを実現するために「収益」「ヒト」「チャネル」の3つの構造改革に取り組んでいくこととしています。

地域金融機関が成長するためには営業基盤となる地域経済が発展することが不可欠であり、基本戦略の一つである「地域経済の成長にフォーカスしたコアビジネスの強化」では、総合金融サービス機能を駆使し金融仲介機能の発揮に努めることでコアビジネスを強化し、地域経済の発展を当行グループの成長につなげる好循環を生み出してまいります。

また、基本戦略「事業領域の開拓・収益化による地方銀行の新たなビジネスモデルの構築」では、第12次中期経営計画でスタートしたマネックスグループ株式会社やほけんの窓口株式会社などとの異業種連携の深化、収益化に一層取り組むことで、地方銀行の新たなビジネスモデルとして具体化させてまいります。

くわえて、2017年6月に制定した「お客さま本位の業務運営方針」に基づく行動計画を実践し、企業文化として定着させることでお客さまに対する最善の利益の提供を追求するとともに、業務遂行にあたっては、法令および企業倫理の遵守を徹底し、コンプライアンスに対する当行グループ役職員の意識啓発に引き続き努めてまいります。また、お客さまの利便性や満足度向上のため、質の高い金融サービスの提供に向けたインフラの整備にもあわせて取り組んでまいります。

なお、2015年8月より開始した次世代システムの構築については、最重要のシステムプロジェクトと位置づけ、高水準な安全性・安定性を確保したシステムを完成するべく、万全の態勢のもとで完遂に向けて取り組んでおります。

株主の皆さまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
預 金	87,151	90,023	93,040	95,397
定 期 性 預 金	35,602	34,265	34,314	34,219
そ の 他	51,548	55,757	58,726	61,177
社 債	100	—	—	—
新 株 予 約 権 付 社 債	600	563	560	849
貸 出 金	73,931	76,636	79,552	82,874
個 人 向 け	26,274	27,827	29,561	31,284
中 小 企 業 向 け	27,988	29,978	31,394	33,383
そ の 他	19,667	18,830	18,597	18,206
特 定 取 引 資 産 (ト レー ディング 資 産)	397	335	319	193
特 定 取 引 負 債 (ト レー ディング 負 債)	258	232	201	75
有 価 証 券	25,847	22,039	13,653	16,155
国 債	9,348	6,133	4,384	3,875
地 方 債	480	187	592	728
そ の 他	16,018	15,718	8,676	11,551
総 資 産	111,692	110,849	110,303	115,035
内 国 為 替 取 扱 高	582,154	582,924	545,581	569,100
外 国 為 替 取 扱 高	12,253 ^{百万ドル}	12,842 ^{百万ドル}	15,551 ^{百万ドル}	20,787 ^{百万ドル}
経 常 利 益	67,095 ^{百万円}	66,073 ^{百万円}	51,807 ^{百万円}	56,164 ^{百万円}
当 期 純 利 益	42,577 ^{百万円}	43,982 ^{百万円}	24,433 ^{百万円}	43,431 ^{百万円}
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	68 46 ^{円 銭}	71 42 ^{円 銭}	40 04 ^{円 銭}	72 52 ^{円 銭}
信 託 財 産	4	5	7	8
信 託 報 酬	1 ^{百万円}	1 ^{百万円}	3 ^{百万円}	2 ^{百万円}

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経 常 収 益	2,115	2,236	2,498	2,240
経 常 利 益	751	727	470	658
親会社株主に帰属する当期純利益	499	479	292	501
純 資 産 額	9,292	9,223	9,347	9,928
総 資 産	112,334	111,172	110,547	115,327

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,857人	2,884人
平 均 年 齢	39年0月	39年2月
平 均 勤 続 年 数	16年9月	16年11月
平 均 給 与 月 額	450千円	461千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
静 岡 県	172 (20)	172 (20)
東 京 都	3 (—)	3 (—)
神 奈 川 県	22 (4)	20 (4)
愛 知 県	4 (1)	4 (1)
大 阪 府	1 (—)	1 (—)
国 内 計	202 (25)	200 (25)
米 州	2 (—)	2 (—)
ア ジ ア	1 (—)	1 (—)
海 外 計	3 (—)	3 (—)
合 計	205 (25)	203 (25)

- (注) 上記のほか、海外駐在員事務所および店舗外現金自動設備の設置状況はそれぞれ次のとおりであります。

	当 年 度 末	前 年 度 末
海 外 駐 在 員 事 務 所	2か所	2か所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	48,551か所	47,276か所

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
川 崎 支 店 (2017年12月13日)	神奈川県川崎市川崎区東田町8番地 (パレール三井ビルディング13階)
綱 島 支 店 (2018年3月28日)	神奈川県横浜市港北区綱島東4丁目3番17号 (アピタテラス横浜綱島2階)

- (注) 上記のほか、当年度において株式会社セブン銀行との共同設置店舗外現金自動設備を1,753か所設置・779か所廃止、株式会社イーネットとの共同設置店舗外現金自動設備を467か所設置・1,072か所廃止、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの共同設置店舗外現金自動設備を1,279か所設置・370か所廃止、当行の店舗外現金自動設備を2か所設置・5か所廃止しました。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	13,891
---------	--------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
次世代システム	7,941
グループクラウド基盤	784
営業店ネットワーク	624
勘定系システム	592
店舗新築移転	542

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静銀経営コン サルテイ グ株式会 社	静岡県静岡市清水 区草薙北2番1号	経営コンサルティング業務、 代金回収業務	1962年 5月2日	百万円 440	% 100.00
静銀リー ス株式会 社	静岡県静岡市葵区 呉服町1丁目1番 地の2	リース業務	1974年 3月15日	250	100.00
静銀コンピ ューサー ビース 株式会 社	静岡県静岡市清水 区草薙北1番10号	コンピューター関連業務、 計算受託業務	1974年 4月1日	54	100.00
静銀信用保 証株式会 社	静岡県静岡市清水 区草薙北2番1号	信用保証業務	1978年 11月1日	50	100.00
静銀デ ィード シカ会 社株式 会社	静岡県静岡市清水 区草薙1丁目13番 10号	クレジットカード業務、 信用保証業務	1983年 4月1日	50	100.00
静岡キャ ピタル 株式会 社	静岡県静岡市清水 区草薙北2番1号	株式公開支援業務、 中小企業再生支援業務	1984年 8月1日	100	10.00
静銀テ ィー ム株式 会社	静岡県静岡市葵区 追手町1番13号	金融商品取引業務	2000年 12月22日	3,000	100.00
静銀総 合株式 会社	静岡県静岡市清水 区草薙北2番1号	人事・総務・財務関連業務、 有料職業紹介業務	1985年 7月1日	30	100.00
静銀モー ゲージ 株式会 社	静岡県静岡市清水 区草薙北2番1号	銀行担保不動産の評価・調査 業務、貸出に関する集中事務 業務	1990年 7月2日	50	100.00
静銀ビ ジネス リエ 株式会 社	静岡県静岡市清水 区草薙北2番1号	為替送信・代金取立等の集中 処理業務、労働者派遣業務	1999年 6月28日	40	100.00
欧州静岡銀 行 〔Shizuoka Bank (Europe) S.A.〕	Rue Jules Cockx8-10,Bte-9, 1160 Auderghem,Belgium	銀行業務、 金融商品取引業務	1991年 2月19日	百万円 3,239 〔24,790 千ユーロ〕	100.00
Shizuoka Liquidity Reserve Limited	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	金銭債権の取得	2014年 8月12日	百万円 5 〔50 千米ドル〕	100.00

- (注) 1. 資本金および当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 上記12社は連結子会社および子法人等であります。
4. 当年度の連結経常収益は2,240億円、親会社株主に帰属する当期純利益は501億円であります。

(ご参考) 持分法適用関連法人等

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
静 銀 セゾン カード 株 式 会 社	静岡県静岡市駿河区 南町11番1号	クレジット・プリペイドカー ド業務、信用保証業務	2006年 10月30日	百万円 50	% 50.00
マネックスグループ 株 式 会 社	東京都港区赤坂1丁 目12番32号	金融商品取引業務等を営む会 社の株式の保有	2004年 8月2日	10,393	26.65
コ モ ン ズ 投 信 株 式 会 社	東京都千代田区平河 町2丁目4番5号	投資運用業務、 投資信託販売業務	2007年 11月6日	680	22.41

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。
7. 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2.会社役員（取締役および監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職
中 西 勝 則	取締役会長（代表取締役）	
柴 田 久	取締役頭取（代表取締役）	
杉 本 浩 利	取締役専務執行役員 営業本部長兼支店サポート部長委嘱 ソリューション営業部、国際営業部 ダイレクトチャネル営業部、地区カンパニー 担当	
八 木 稔	取締役専務執行役員 経営統括本部長委嘱 経営企画部、人材開発部、総務部、秘書室 担当	
長 沢 芳 裕	取締役常務執行役員 リスク統括・コンプライアンス担当経営統括副 本部長委嘱 リスク統括部、コンプライアンス部 担当	
飯 尾 秀 人	取締役常務執行役員 業務担当営業副本部長・システム担当経営統括 副本部長委嘱 事務サポート部、業務部、次世代システム部 担当	
小 林 充	取締役常務執行役員 業務監督委員会委員長 監査部 担当	
後 藤 正 博	取締役 業務監督委員会委員	静銀ビジネスクリエイト株式会社 代表取締役会長 静銀総合サービス株式会社 代表取締役会長
藤 沢 久 美	取締役（社外取締役） 業務監督委員会委員	株式会社ソフィアバンク 代表取締役
加 藤 壹 康	取締役（社外取締役） 業務監督委員会委員	
齊 藤 宏 樹	常勤監査役	
大 越 裕	常勤監査役	
石 橋 三 洋	監査役（社外監査役）	
上 月 和 夫	監査役（社外監査役）	株式会社東京海上日動キャリアサービス 代表取締役社長
山 下 善 弘	監査役（社外監査役）	山下善弘法律事務所 所長

（注）取締役藤沢久美氏、加藤壹康氏および監査役石橋三洋氏、上月和夫氏、山下善弘氏につきましては株式会社東京証券取引所に
対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数 (人)	報 酬 等
取 締 役	12	(186) 435
監 査 役	5	73
計	17	(186) 509

- (注) 1. 「報酬等」欄における()は、確定金額報酬以外の金額を内書きしております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬80百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬42百万円および株価連動型ポイント制役員退職慰労金報酬63百万円を含めております。なお、2007年6月26日開催の第101期定時株主総会および2015年6月19日開催の第109期定時株主総会の決議に基づき、業績連動型報酬の報酬率は当期純利益水準に応じて最大100百万円、株式報酬型ストック・オプションの年間割当額は50百万円以内、株価連動型ポイント制役員退職慰労金の付与ポイント数は年5万ポイント以内(1ポイント=1株相当)としており、各報酬ともに、この範囲内となっております。
3. 確定金額報酬は、2007年6月26日開催の第101期定時株主総会において取締役は年額300百万円以内、監査役は90百万円以内と決議されております。報酬部分は、この限度額の範囲内となっております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤 沢 久 美	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
加 藤 壹 康	
石 橋 三 洋	
上 月 和 夫	
山 下 善 弘	

3.社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。

その他、社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行の間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役	藤 沢 久 美	4年9月	当事業年度に開催された取締役会11回中9回に出席しております。	主に金融・経済分野における豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
取締役	加 藤 壹 康	2年9月	当事業年度に開催された取締役会11回中11回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・見識に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

区分	氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
監査役	石 橋 三 洋	6年9月	当事業年度に開催された取締役会11回中11回、監査役会12回中12回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	上 月 和 夫	2年9月	当事業年度に開催された取締役会11回中10回、監査役会12回中11回に出席しております。	主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
監査役	山 下 善 弘	2年9月	当事業年度に開催された取締役会11回中11回、監査役会12回中12回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会、監査役会の議案および報告事項に対し積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。

<ご参考> 独立役員の指定基準

当行では、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準をもとに、取締役会において「独立役員の指定に関する規程」を定め、定量・定性的な明確化を図っております。

[指定基準の概要]

社外取締役および社外監査役のうち次のいずれにも該当しない者は、独立役員として指定することができる。

- ① 当行を主要な取引先とする者（※1）もしくはその業務執行者または当行の主要な取引先もしくはその業務執行者
 - ② 当行から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、各種コンサルタントその他の専門的サービス提供者（当該財産を得ている者が法人または組合等の団体である場合は当該団体に属する者をいう）
 - ③ 社外取締役または社外監査役への就任前5年間に上記①および②に該当していた者
 - ④ 次に掲げる者（※2）の配偶者または二親等内の親族
 - A 上記①から③までに掲げる者
 - B 当行または当行子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 - C 最近においてBに該当していた者
- ※1 当行を主力取引銀行とする者その他当行との取引実態に照らし親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者
- ※2 部長相当職以上に該当しない者を除く

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（人）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	30

(4) 社外役員の意見

上記（１）から（３）に掲げる内容について意見はありません。

4.当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	2,414,596千株
	発行済株式の総数	645,129千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	20,928名
-------------	---------

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 ま た は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,269千株	6.44%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	29,745	5.00
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	29,117	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,311	4.59
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	13,884	2.33
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	13,070	2.20
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	11,608	1.95
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	11,546	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	9,949	1.67
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	9,439	1.58

(注) 1. 上記のほか、当行所有の自己株式51,304千株があります。

2. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日をもって、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ		
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 梅津 知充	90	(会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由) (注) 3
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 杉田 昌則		(非監査業務の内容)
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 大須賀 壮人		社債発行に係るコンフォート・レター作成業務等

- (注) 1. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は107百万円であります。
2. 当行と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人および行内関係部署からの必要な資料や情報の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等も勘案し、再任または不再任の検討を毎年実施します。株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、株主総会にてその議案について説明をします。

ロ 欧州静岡銀行は、Deloitte Bedrijfsrevisorenの監査を受けております。

6.財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社法施行規則第118条に定める基本方針は策定しておりませんが、会社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とした当行株式等の大規模買付行為の対象とならないよう、平時から以下を基本とした経営を行っております。

(1) 株主価値の向上

収益の増強や、配当政策などの適切な資本政策を通じ、株主価値の向上を図ります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

取締役会をはじめとする経営の機関設計およびその運営状況に意を用い、適切な企業統治が行われる体制を維持・強化します。

(3) 各ステークホルダーとの良好な関係維持

IR活動等を通じて市場での認知度や評価の向上を図るとともに、株主の皆さま、お客さま、従業員等の各ステークホルダーとの適切なコミュニケーションと良好な関係維持に努めます。

7.業務の適正を確保する体制

当行は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務ならびに当行および当行の子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備について、取締役会において基本方針を決議し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

(1) 内部統制システムの整備に係る基本的な考え方

イ 当行グループでは、従来より企業倫理の遵守を経営の最重要課題として認識し、コーポレート・ガバナンス体制を確立してきましたが、企業の社会的責任を果たすべく、以下の施策に対して不断の取り組みを行い、コーポレート・ガバナンス体制やコンプライアンス（倫理法令遵守）態勢の維持・強化を図ることを通じて、内部統制システムの整備に取り組むとともに、同システムの適切な運用に努めます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(企業理念、倫理憲章)

イ 企業理念を当行グループにおける全ての活動の指針と位置付け、また、コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、当行グループの全役職員がこれを遵守します。

(取締役会および取締役)

ロ 取締役会は、取締役会規程に基づき運営を行い、業務執行を決するとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役としての職務を忠実に遂行します。

ハ 当行では、経営の監督と執行の分離を目的に任意で設置する業務監督委員会が執行部門の監督を行い、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図ります。

ニ 社外取締役の招聘による社外の視点の経営意思決定への反映、監督機能の強化に努めます。

ホ 当行では、業務監督委員会が管轄する内部監査部門を設置し、この内部監査部門の検証により、当行グループにおける内部統制の適切性および有効性を確保します。

(当行の監査役会および監査役)

ヘ 当行は監査役設置会社であり、監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務につき監査します。

(コンプライアンスに対する方針、コンプライアンスに関する運営体制)

- ト 当行グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、すべてのリスク管理の前提とし、コンプライアンス態勢の整備、強化を図ります。また、反社会的勢力等との関係遮断は、コンプライアンスに関する重要事項として取り組みます。
- チ 当行の取締役会は、毎年度、コンプライアンスプログラムを決定します。また、コンプライアンス会議において、コンプライアンスに関する具体的諸施策の統括や重要事項の審議を行い、その内容を取締役に報告します。
- リ 当行は、当行グループにおけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する組織、役割、手続等をリスク管理基本規程として定め、同規程に基づいて設置した当行のコンプライアンス統括部署（以下「コンプライアンス統括部署」という。）が当行グループにおけるコンプライアンス態勢の維持・強化を統括します。
- ヌ 当行グループの全役職員が、当行グループ内で発生した違法行為等について所定の方法によりコンプライアンス統括部署、弁護士事務所等へ通報できる内部通報制度を設置し、適切に運用します。

(3) 当行における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る情報資産の管理は、法令等の定めによるほか、行内規程類により適正に行います。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(リスク管理に対する方針)

- イ 当行グループはリスク管理体制の強化を経営の最重要課題の一つに位置付け、健全性を維持しつつ収益の安定的向上を図ります。

(リスク管理に関する運営体制)

- ロ 取締役会は、各期の業務計画でリスク管理方針を決定します。また、統合リスク・予算管理会議において、リスクへの対応を決定し、その内容を取締役に報告します。
- ハ リスク管理基本規程に基づいて設置した当行のリスク管理統括部署（以下「リスク管理統括部署」という。）が当行グループにおけるリスク管理体制の維持・強化を統括します。
- ニ 各種リスク発生時の対応や事前対策等を非常事態対策要綱に定めて損害を最小限に止め、事業の継続を図る体制を維持・強化します。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会を定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するとともに、当行は取締役会の権限委譲による決定機関として経営執行会議等を設置し、重要な業務執行に関わる事項を審議します。
- ロ 当行グループは、執行役員制度を設け、取締役会の決定に基づく業務執行について各規程に決裁権限と責任の所在を定め、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を実現します。

(6) 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制その他の当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ グループ会社の業務運営はグループ会社運営規程等に基づいて行い、当行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任するとともに、当行の所管部長等が非常勤取締役役に就任することにより、当行グループの業務の適正を確保します。
- ロ 当行では、グループ会社から四半期毎に業務実績の報告を受け、取締役会に報告するほか、当行とグループ会社の代表者で構成し定例開催するグループ代表者経営連絡会において、グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、当行グループの経営課題の問題解決を図ります。
- ハ グループ会社統括部署がグループ会社の業務運営等に関する企画・調整を行います。また、当行におけるグループ会社各社の所管部署および横断的統括管理を必要とするグループ会社業務の担当部署をグループ会社運営規程等に定め、グループ会社から必要な報告を求めること等により、当該業務の適正かつ効率的な運営を確保します。
- ニ 当行グループは、銀行法の定めるアームズ・レングス・ルールを遵守し、当行とグループ会社との利益相反行為を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止します。また、グループ会社は、当行の取締役会が定めるリスク管理基本規程を踏まえ、各社の規模や業態等に応じて取締役会で自社のリスク管理基本規程等・コンプライアンスプログラムを定め、適切なコンプライアンス態勢およびリスク管理体制を構築します。
- ホ グループ会社各社に規模や業態等に応じてコンプライアンス、リスク管理および内部監査等の担当者を必要に応じ配置します。
- ヘ 当行の内部監査部門は、内部監査規程に基づきグループ会社に対して業務運営状況に関する監査等を実施します。内部監査で指摘した重要な事項については遅滞なく当行の代表取締役および取締役会ならびに監査役に報告するとともに、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制を整備します。また、当行の監査役およびグループ会社の監査役の監査職務の遂行により、内部統制システムの適切な整備が図られるよう、当行グループ全体の監査環境の整備に努めます。
- ト 当行は、財務報告に係る内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制の方針および計画を定め、その適切な運用により当行グループにおける財務報告の信頼性を確保します。

(7) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項および当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ 監査役を補助するための機関として監査役室を設置し、業務を行うために必要な担当者を配置します。また、業務分掌規程で監査役室を業務執行から独立した組織として定め、当該担当者が専ら監査役からの指示命令に従う体制とすることにより、取締役会、業務執行部門、内部監査部門からの独立性を確保します。

(8) 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制、当行の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の当行の監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ 当行の取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、必要に応じて監査役に報告を行い、銀行経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。
- ロ グループ会社の取締役および使用人は、当行の監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、当行のグループ会社統括部署・所管部署等を通じ、当行の監査役に対して、必要に応じて報告を行い、自社の経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。
- ハ 当行の監査役は、取締役その他の者から報告を受けた場合は、これを監査役会に報告します。

(9) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- イ 監査役から会社法第388条に基づく費用の前払等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ロ 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、半期毎の予算編成において、監査役室からの申請に応じて監査役職務の執行に必要な予算を確保します。

(10) その他当行の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査役監査が適正かつ円滑、効果的に行われるような監査環境を整備します。
- ロ 監査体制の中立性および独立性を確保するため、社外監査役の意見を尊重し、監査機能の一層の強化に努めます。
- ハ 監査役および監査役会は、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部署およびリスク管理統括部署等と定例的な情報交換の場を設けることにより、監査役監査の実効性を確保します。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第112期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

（1）コンプライアンス態勢

（取締役会および取締役）

- イ 取締役会は、取締役会規程に基づき適切に運営し、定例取締役会（10回）および臨時取締役会（1回）を開催しました。
- ロ また、社外取締役2名も委員に含まれている業務監督委員会（4回）およびアドバイザリーボード（4回）も開催しました。加えて、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役および社外監査役のみによる自由な意見交換の場として独立役員意見交換会（3回）を開催しました。

（コンプライアンスに対する方針、コンプライアンスに関する運営体制）

- ハ 取締役会は、年度毎にコンプライアンスプログラムを決定するとともに、その進捗状況および達成状況の報告を四半期毎に受けました。
- ニ コンプライアンス会議は、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについて審議を行い、月次で取締役会に報告しました。
- ホ コンプライアンス統括部署であるコンプライアンス部は、コンプライアンス関連情報の一元管理を通じたモニタリングにより、違反の未然防止と体制の維持・強化に取り組んでおります。同部にはコンプライアンスオフィサーと金融商品取引管理担当を配置し、営業店立入調査などを通じて、営業店に対する指導・モニタリングを実施しております。
- ヘ 倫理憲章の実践にあたってコンプライアンスをより身近なものとして意識して日々の業務に取り組むため、「コンプライアンス・ポリシー」を制定しており、当行グループの役員が随時目を通せるように携帯型のコンプライアンス・ポリシーカードを配付しております。
- ト コンプライアンス部は、当行グループの内部通報制度であるオピニオンボックスの利用・対応状況を、半期毎にとりまとめてコンプライアンス会議に報告しております。

（2）リスク管理体制

- イ 取締役会は、半期毎のグループ業務計画にてリスク管理方針を決定するとともに、リスクの発生状況およびリスク管理の状況の報告を四半期毎に受けました。
- ロ 統合リスク・予算管理会議は、発生したリスクの対応方針を決定のうえ、月次で取締役会に報告しました。
- ハ リスク管理統括部署であるリスク統括部は、各種リスクの管理上の問題点を総合的に判断し、必要に応じてリスク管理体制の改善・高度化を図っております。
- ニ 非常事態対策要綱に定めた各種リスク発生時の対応や事前対策等については、外部環境変化（東日本大震災、火山噴火、テロ、サイバー攻撃等）に応じて継続的に見直しを行っており、各種訓練の実施により、事業継続体制の実効性確保に努めております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会の権限委譲による決定機関として設置する経営執行会議（20回）、統合リスク・予算管理会議（12回）、コンプライアンス会議（12回）等を開催しました。各会議の審議内容については、業務執行報告として取締役会に報告しました。

(4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ 当行とグループ会社の代表者で構成するグループ代表者経営連絡会を定例開催（8回）し、当行グループの経営課題の解決を図っております。

ロ グループ会社統括部署である経営企画部は、グループ会社から四半期毎に業務実績の報告を受け、定例的に取締役会に報告しております。

ハ グループ会社は、グループ会社運営規程等に基づいて銀行関連部に必要な協議・報告を行っております。

ニ コンプライアンス部は、アームズ・レングス・ルールの遵守状況について、半期毎にとりまとめてコンプライアンス会議に報告しております。

(5) 内部監査体制

イ 内部監査部門である監査部は、中期内部監査計画および各年度の内部監査計画を策定し、取締役会の承認を得たうえで、本部、グループ会社、営業店等に対して内部監査を実施しております。

ロ 監査結果は、監査報告書として取締役および監査役に報告するとともに、内部監査結果関連報告として四半期毎に取締役会に報告しております。

ハ 内部監査結果のレビューと内部監査にて判明した問題点の改善指導を提言し、関連部の改善策、改善状況、改善時期についてフォローアップすることを目的として、内部監査結果対応委員会を月次で開催しております。

ニ 監査部は、内部監査規程およびグループ会社運営規程に基づき、グループ会社に対して内部監査を実施しており、3社に対して内部監査を実施しました。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

イ 監査役室には複数の専任スタッフを配置し、適正な人員を確保しております。

ロ 当行では、常勤監査役は経営執行会議をはじめとする各種重要会議に出席することで、各業務所管部署から各種報告を受けております。

ハ 内部監査部門、コンプライアンス統括部署およびリスク管理統括部署は定例的に監査役との意見交換の場を設けて、内部監査、コンプライアンス、リスク管理の状況を報告しております。

ニ 当行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任しており、グループ会社各社の取締役会等に出席することで業務執行に関する事項等について報告を受けております。

ホ グループ会社統括部署である経営企画部は、グループ会社の取締役会議事録の点検を通じて、当行の常勤監査役への報告状況を確認しております。

第112期末（2018年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	1,041,112
現金	91,388
預け金	949,723
コールローン	200,599
買入金銭債権	41,770
特定取引資産	19,392
商品有価証券	5,405
商品有価証券派生商品	0
特定金融派生商品	7,986
その他の特定取引資産	5,999
金銭の信託	3,700
有価証券	1,615,589
国債	387,539
地方債	72,889
社債	225,895
株式	395,050
その他の証券	534,215
貸出金	8,287,488
割引手形	28,123
手形貸付	179,238
証書貸付	6,947,947
当座貸越	1,132,178
外国為替	8,844
外国他店預け	7,090
買入外国為替	742
取立外国為替	1,012
その他資産	96,175
前払費用	126
未収収益	8,557
先物取引差金勘定	0
金融派生商品	24,850
金融商品等差入担保金	2,008
その他の資産	60,630
有形固定資産	67,092
建物	32,702
土地	21,863
リース資産	2,666
建設仮勘定	2,670
その他の有形固定資産	7,190
無形固定資産	36,885
ソフトウェア	36,462
その他の無形固定資産	423
前払年金費用	5,813
支払承諾見返	115,510
貸倒引当金	△36,386
投資損失引当金	△54
資産の部合計	11,503,533

科 目	金 額
負債の部	
預金	9,539,769
当座預金	498,686
普通預金	4,968,217
貯蓄預金	59,885
通知預金	38,114
定期預金	3,377,294
定期積金	44,698
その他の預金	552,871
譲渡性預金	156,460
コールマネー	69,661
売現先勘定	77,964
債券貸借取引受入担保金	68,589
特定取引負債	7,502
商品有価証券派生商品	0
特定金融派生商品	7,502
借入金	257,936
借入金	257,936
外国為替	3,889
外国他店預り	1
売渡外国為替	773
未払外国為替	3,114
新株予約権付社債	84,992
信託勘定借	228
その他負債	97,768
未払法人税等	8,161
未払費用	6,415
前受収益	1,183
給付補填備金	17
金融派生商品	9,963
金融商品等受入担保金	18,202
リース債務	2,681
資産除去債務	298
その他の負債	50,845
退職給付引当金	18,573
役員退職慰労引当金	115
睡眠預金払戻損失引当金	1,166
偶発損失引当金	1,505
ポイント引当金	305
繰延税金負債	63,534
支払承諾	115,510
負債の部合計	10,565,475
純資産の部	
資本金	90,845
資本剰余金	54,884
資本準備金	54,884
利益剰余金	650,311
利益準備金	90,845
その他利益剰余金	559,465
固定資産圧縮積立金	3,362
特別償却準備金	26
特別積立金	508,700
繰越利益剰余金	47,375
自己株式	△52,183
株主資本合計	743,857
その他有価証券評価差額金	193,179
繰延ヘッジ損益	671
評価・換算差額等合計	193,850
新株予約権	350
純資産の部合計	938,058
負債及び純資産の部合計	11,503,533

第112期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		180,473
資金運用収益	128,218	
貸出金利息	99,582	
有価証券利息配当金	24,643	
コールローン利息	1,165	
買現先利息	△0	
預け金利息	2,146	
その他の受入利息	679	
信託報酬	2	
役務取引等収益	29,326	
受入為替手数料	7,726	
その他の役務収益	21,599	
特定取引収益	769	
商品有価証券収益	597	
特定金融派生商品収益	165	
その他の特定取引収益	6	
その他業務収益	4,972	
外国為替売買益	1,732	
国債等債券売却益	1,061	
金融派生商品収益	2,174	
その他の業務収益	3	
その他経常収益	17,184	
貸倒引当金戻入益	4,869	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	8,932	
金銭の信託運用益	41	
その他の経常収益	3,341	
経常費用		124,308
資金調達費用	16,676	
預金利息	8,060	
譲渡性預金利息	1,003	
コールマネー利息	1,128	
売現先利息	956	
債券貸借取引支払利息	256	
借入金利息	1,490	
新株予約権付社債利息	72	
金利スワップ支払利息	3,360	
その他の支払利息	347	
役務取引等費用	14,104	
支払為替手数料	1,631	
その他の役務費用	12,473	
その他業務費用	5,219	
国債等債券売却損	5,213	
国債等債券償還損	5	
営業経費	84,974	
その他経常費用	3,332	
貸出金償却	0	
株式等償却	5	
金銭の信託運用損	6	
その他の経常費用	3,320	
経常利益		56,164
特別利益		6,263
固定資産処分益	255	
退職給付信託返還益	6,007	
特別損失		467
固定資産処分損	388	
減損損失	78	
税引前当期純利益		61,961
法人税、住民税及び事業税	15,046	
法人税等調整額	3,483	
法人税等合計		18,529
当期純利益		43,431

連結計算書類

第112期末（2018年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,051,482	預金	9,474,374
コールローン及び買入手形	200,599	譲渡性預金	150,560
買入金銭債権	41,770	コールマネー及び売渡手形	69,661
特定取引資産	19,429	売現先勘定	104,080
金銭の信託	3,700	債券貸借取引受入担保金	68,589
有価証券	1,597,906	特定取引負債	7,499
貸出金	8,263,507	借入金	283,200
外国為替	8,968	外国為替	3,888
リース債権及びリース投資資産	65,983	新株予約権付社債	84,992
その他資産	122,820	信託勘定借	228
有形固定資産	71,228	その他負債	127,043
建物	32,805	退職給付に係る負債	20,199
土地	21,863	役員退職慰労引当金	325
建設仮勘定	2,671	睡眠預金払戻損失引当金	1,166
その他の有形固定資産	13,889	偶発損失引当金	1,505
無形固定資産	36,637	ポイント引当金	353
ソフトウェア	36,189	特別法上の引当金	11
その他の無形固定資産	448	繰延税金負債	65,340
退職給付に係る資産	9,838	支払承諾	76,894
繰延税金資産	2,382	負債の部合計	10,539,915
支払承諾見返	76,894	純資産の部	
貸倒引当金	△40,372	資本金	90,845
投資損失引当金	△54	資本剰余金	54,884
		利益剰余金	702,591
		自己株式	△52,183
		株主資本合計	796,137
		その他有価証券評価差額金	194,349
		繰延ヘッジ損益	561
		為替換算調整勘定	△2,697
		退職給付に係る調整累計額	2,715
		その他の包括利益累計額合計	194,928
		新株予約権	350
		非支配株主持分	1,392
		純資産の部合計	992,808
資産の部合計	11,532,724	負債及び純資産の部合計	11,532,724

第112期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		224,091
資金運用収益	127,140	
貸出金利息	99,585	
有価証券利息配当金	23,560	
コールローン利息及び買入手形利息	1,165	
買現先利息	△0	
預け金利息	2,147	
その他の受入利息	681	
信託報酬	2	
役務取引等収益	64,485	
特定取引収益	3,623	
その他業務収益	4,971	
その他経常収益	23,868	
貸倒引当金戻入益	3,613	
償却債権取立益	22	
その他の経常収益	20,232	
経常費用		158,252
資金調達費用	16,415	
預金利息	7,880	
譲渡性預金利息	1,002	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,128	
売現先利息	929	
債券貸借取引支払利息	256	
借入金利息	1,550	
新株予約権付社債利息	72	
その他の支払利息	3,595	
役務取引等費用	34,574	
その他業務費用	5,219	
営業経費	92,871	
その他経常費用	9,170	
その他の経常費用	9,170	
経常利益		65,839
特別利益		6,263
固定資産処分益	255	
退職給付信託返還益	6,007	
特別損失		472
固定資産処分損	394	
減損損失	78	
税金等調整前当期純利益		71,630
法人税、住民税及び事業税	18,360	
法人税等調整額	3,102	
法人税等合計		21,463
当期純利益		50,167
非支配株主に帰属する当期純利益		36
親会社株主に帰属する当期純利益		50,130

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

株式会社静岡銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 梅津 知 充 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉 田 昌 則 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大須賀 壮 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社静岡銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月8日

株式会社静岡銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 梅津 知 充 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉 田 昌 則 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大須賀 壮 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社静岡銀行の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社静岡銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、コンプライアンス部門及びリスク統括部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当銀行の監査役がその非常勤監査役を兼務する子会社にあつては取締役会その他重要な会議に出席するほか、その他の子会社を含めて取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告にかかる内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は子会社に関する職務を含め認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。監査役会としては、今後さらなる改善努力を期待し、引き続き監視及び検証を実施いたします。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 2018年5月8日

株式会社静岡銀行 監査役会
常勤監査役 齊 藤 宏 樹 ㊞
常勤監査役 大 越 三 裕 ㊞
監 査 役 石 橋 三 洋 ㊞
監 査 役 上 山 夫 弘 ㊞
監 査 役 下 善 弘 ㊞

(注) 監査役石橋三洋、監査役上月和夫及び監査役山下善弘は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

【MEMO】

第112期 定時株主総会会場 ご案内略図



最寄り駅のご案内

※電車ご利用の場合は、JR東海草薙駅の南北自由通路をご利用いただくと、以前のようにふみきりを渡ることなくご来場いただけます。

東 海 道 本 線 草 薙 駅

JR東海草薙駅の
南北自由通路を
ご利用

草薙駅北口から
徒歩約3分

総会会場
静岡銀行
研修センター

静 岡 鉄 道 (電車) 草 薙 駅

徒歩約3分

しずてつジャストライン (バス) 草 薙 東

徒歩約7分



お車でお越しの場合はお客さま用駐車場をご利用ください。
国道1号線草薙の交差点をJR側に曲り、約100メートル入った研修センターにございます。

